

赤穂市自動録音電話機等 購入補助のお知らせ

赤穂市では、振り込め詐欺をはじめとした、悪質な電話による特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的に、自動録音電話機等の防犯機能を有する機器を購入された方に、購入費の一部を補助します。

※本事業は、兵庫県の特殊詐欺被害に係る補助金を活用しています。

【対象者】

市内に居住する65歳以上の方がいる世帯

※年齢基準：令和7年3月31日時点

【受付期間】

令和6年4月1日（月曜日）から令和7年1月24日（金曜日）まで

【対象機器】

- 令和6年4月1日以降に購入したもの（オークションやフリマアプリ等を除く。）
- 特殊詐欺対策機能を有する「①自動録音電話機（固定電話機）」
- 固定電話機に設置する「②外付け録音機」



①自動録音電話機（固定電話機）



②外付け録音機（固定電話機に設置）

※詳しくは、市ホームページまたは、下記サイトからご確認ください。
（公益財団法人全国防犯協会連合会：<https://www.bohan.or.jp/>）



市ホームページはこちら

【補助額】

対象機器の購入費について、次の額を上限に補助します。（千円未満切り捨て）

- ①自動録音電話機：10,000円
- ②外付け録音機：5,000円

【お問い合わせ・申請先】

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

市長公室 危機管理担当 TEL：0791-43-6866 FAX：0791-43-6892

※ 申請方法については、裏面をご覧ください。

補助金交付申請の流れ

1 交付申請（受付期間:令和6年4月1日から令和7年1月24日まで）

【市に申請書類を提出する】

自動録音電話機等の購入後、以下の書類を危機管理担当窓口へ提出してください。

（郵送不可）

＜申請書類＞

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・領収書その他支払いの明細が分かる書類
- ・品名・型式が分かる書類の写し（保証書など）
- ・補助対象者の本人確認書類の写し

※いずれか1つ（運転免許証または、マイナンバーカード）

※申請者と補助対象者が異なる場合は、申請者の本人確認書類の写しが必要です。

2 交付決定通知（書類審査後、危機管理担当より通知）

【申請者へ交付決定が通知される】

補助金交付決定通知書（様式第2号）等によりお知らせします。

※補助金交付決定通知書の発行は、1週間程度かかります。

3 請求（締め切り期限：令和7年2月7日（金曜日）まで）

【請求書類を提出する】

補助金交付決定の通知を受けた後、以下の書類を危機管理担当へ提出してください。

（郵送不可）

＜請求書類＞

- ・補助金請求書（様式第3号）
- ・振込先を確認できる通帳の写し

4 振込

請求書に基づき、市より申請者指定の口座へ振り込みます。

※補助金の振り込みは、1か月程度かかります。

申請様式は、危機管理担当窓口または、市ホームページでダウンロードできます。